

事 務 連 絡
平成30年2月2日

公益社団法人 全日本病院協会 御中

厚生労働省医政局医療経営支援課

「医師の労働時間短縮に向けた緊急的な取組」(骨子案)について

平素より厚生労働行政の推進に格別のご理解を賜り、御礼申し上げます。

さて、厚生労働省においては、「医師の働き方改革に関する検討会」(以下「検討会」という。)を設置し、平成29年8月の第1回検討会以降、医師に対する時間外労働規制の具体的な在り方、労働時間短縮策等について議論を重ねてきております。

検討会においては、これまでの議論において明らかとなった医師の長時間労働の実態を踏まえ、その改善のために直ちに取り組むべき事項を明らかにし、取組を進めていく必要があるとされ、本年1月15日に開催した第6回検討会において、「医師の労働時間短縮に向けた緊急的な取組(骨子案)」(以下「緊急対策案」という。)をお示ししたところです。この緊急対策案につきましては、本年2月を目途に検討会においてとりまとめを予定しております。

緊急対策案のうち一部の項目については、現行の労働法制により当然求められる事項が含まれておりますが、貴会を含む四病院団体協議会及び全国医学部長病院長会議によるアンケート調査を見ると、医師の労働時間短縮に向けた各医療機関における取組が早急に求められる状況にあります。

このため、貴会におかれましては、こうした状況を踏まえ、管下の医療機関に対して、まずは緊急対策案を情報提供いただき、ここに示されている項目案の速やかな実施に向けた検討の開始を促していただくよう、ご配慮をお願い申し上げます。

医療機関が項目案の実施に取り組むに当たっては、別添の各種チェックリストも活用し得ることから、これらの医療機関が活用できる点検ツールについても、併せて情報提供いただくとともに、貴会が実施する会合等さまざまな機会を通じて、改めて周知に努めて下さいますようお願いいたします。

なお、本件につきましては、別紙の病院団体及び公益社団法人日本医師会宛にも同内容を通知しておりますので、ご了承ください。



事務連絡
平成30年2月2日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省医政局医療経営支援課

「医師の労働時間短縮に向けた緊急的な取組」（骨子案）について

平素より厚生労働行政の推進に格別のご理解を賜り、御礼申し上げます。

さて、厚生労働省においては、「医師の働き方改革に関する検討会」（以下「検討会」という。）を設置し、平成29年8月の第1回検討会以降、医師に対する時間外労働規制の具体的な在り方、労働時間短縮策等について議論を重ねてきております。

検討会においては、これまでの議論において明らかとなった医師の長時間労働の実態を踏まえ、その改善のために直ちに取り組むべき事項を明らかにし、取組を進めていく必要があるとされ、本年1月15日に開催した第6回検討会において、「医師の労働時間短縮に向けた緊急的な取組（骨子案）」（以下「緊急対策案」という。）をお示したところです。この緊急対策案につきましては、本年2月を目途に検討会においてとりまとめを予定しております。

緊急対策案のうち一部の項目については、現行の労働法制により当然求められる事項が含まれておりますが、四病院団体協議会及び全国医学部長病院長会議によるアンケート調査を見ると、医師の労働時間短縮に向けた各医療機関における取組が早急に求められる状況にあります。

このため、貴会におかれましては、こうした状況を踏まえ、貴会員及び関係医療機関に対して、まずは緊急対策案を情報提供いただき、ここに示されている項目案の速やかな実施に向けた検討の開始を促していただくよう、ご配慮をお願い申し上げます。

医療機関が項目案の実施に取り組むに当たっては、貴会作成の「勤務医の労務管理チェックリスト」のほか別添のチェックリストも活用し得ることから、これらの医療機関が活用できる点検ツールについても、併せて情報提供いただくとともに、貴会が実施する会合等さまざまな機会を通じて、改めて周知に努めて下さいますようお願いいたします。

なお、本件につきましては、別紙の病院団体宛てにも同内容を通知しておりますので、ご了承ください。



事務連絡
平成30年2月2日

一般社団法人 日本医療法人協会 御中

厚生労働省医政局医療経営支援課

「医師の労働時間短縮に向けた緊急的な取組」（骨子案）について

平素より厚生労働行政の推進に格別のご理解を賜り、御礼申し上げます。

さて、厚生労働省においては、「医師の働き方改革に関する検討会」（以下「検討会」という。）を設置し、平成29年8月の第1回検討会以降、医師に対する時間外労働規制の具体的な在り方、労働時間短縮策等について議論を重ねてきております。

検討会においては、これまでの議論において明らかとなった医師の長時間労働の実態を踏まえ、その改善のために直ちに取り組むべき事項を明らかにし、取組を進めていく必要があるとされ、本年1月15日に開催した第6回検討会において、「医師の労働時間短縮に向けた緊急的な取組（骨子案）」（以下「緊急対策案」という。）をお示ししたところです。この緊急対策案につきましては、本年2月を目途に検討会においてとりまとめを予定しております。

緊急対策案のうち一部の項目については、現行の労働法制により当然求められる事項が含まれておりますが、貴会を含む四病院団体協議会及び全国医学部長病院長会議によるアンケート調査を見ると、医師の労働時間短縮に向けた各医療機関における取組が早急に求められる状況にあります。

このため、貴会におかれましては、こうした状況を踏まえ、管下の医療機関に対して、まずは緊急対策案を情報提供いただき、ここに示されている項目案の速やかな実施に向けた検討の開始を促していただくよう、ご配慮をお願い申し上げます。

医療機関が項目案の実施に取り組むに当たっては、別添の各種チェックリストも活用し得ることから、これらの医療機関が活用できる点検ツールについても、併せて情報提供いただくとともに、貴会が実施する会合等さまざまな機会を通じて、改めて周知に努めて下さいますようお願いいたします。

なお、本件につきましては、別紙の病院団体及び公益社団法人日本医師会宛ても同内容を通知しておりますので、ご了知願います。



事務連絡
平成30年2月2日

一般社団法人 日本病院会 御中

厚生労働省医政局医療経営支援課

「医師の労働時間短縮に向けた緊急的な取組」（骨子案）について

平素より厚生労働行政の推進に格別のご理解を賜り、御礼申し上げます。

さて、厚生労働省においては、「医師の働き方改革に関する検討会」（以下「検討会」という。）を設置し、平成29年8月の第1回検討会以降、医師に対する時間外労働規制の具体的な在り方、労働時間短縮策等について議論を重ねてきております。

検討会においては、これまでの議論において明らかとなった医師の長時間労働の実態を踏まえ、その改善のために直ちに取り組むべき事項を明らかにし、取組を進めていく必要があるとされ、本年1月15日に開催した第6回検討会において、「医師の労働時間短縮に向けた緊急的な取組（骨子案）」（以下「緊急対策案」という。）をお示ししたところです。この緊急対策案につきましては、本年2月を目途に検討会においてとりまとめを予定しております。

緊急対策案のうち一部の項目については、現行の労働法制により当然求められる事項が含まれておりますが、貴会を含む四病院団体協議会及び全国医学部長病院長会議によるアンケート調査を見ると、医師の労働時間短縮に向けた各医療機関における取組が早急に求められる状況にあります。

このため、貴会におかれましては、こうした状況を踏まえ、管下の医療機関に対して、まずは緊急対策案を情報提供いただき、ここに示されている項目案の速やかな実施に向けた検討の開始を促していただくよう、ご配慮をお願い申し上げます。

医療機関が項目案の実施に取り組むに当たっては、別添の各種チェックリストも活用し得ることから、これらの医療機関が活用できる点検ツールについても、併せて情報提供いただくとともに、貴会が実施する会合等さまざまな機会を通じて、改めて周知に努めて下さいますようお願いいたします。

なお、本件につきましては、別紙の病院団体及び公益社団法人日本医師会宛てにも同内容を通知しておりますので、ご了知願います。



事務連絡
平成30年2月2日

公益社団法人 日本精神科病院協会 御中

厚生労働省医政局医療経営支援課

「医師の労働時間短縮に向けた緊急的な取組」（骨子案）について

平素より厚生労働行政の推進に格別のご理解を賜り、御礼申し上げます。

さて、厚生労働省においては、「医師の働き方改革に関する検討会」（以下「検討会」という。）を設置し、平成29年8月の第1回検討会以降、医師に対する時間外労働規制の具体的な在り方、労働時間短縮策等について議論を重ねてきております。

検討会においては、これまでの議論において明らかとなった医師の長時間労働の実態を踏まえ、その改善のために直ちに取り組むべき事項を明らかにし、取組を進めていく必要があるとされ、本年1月15日に開催した第6回検討会において、「医師の労働時間短縮に向けた緊急的な取組（骨子案）」（以下「緊急対策案」という。）をお示ししたところです。この緊急対策案につきましては、本年2月を目途に検討会においてとりまとめを予定しております。

緊急対策案のうち一部の項目については、現行の労働法制により当然求められる事項が含まれておりますが、貴会を含む四病院団体協議会及び全国医学部長病院長会議によるアンケート調査を見ると、医師の労働時間短縮に向けた各医療機関における取組が早急に求められる状況にあります。

このため、貴会におかれましては、こうした状況を踏まえ、管下の医療機関に対して、まずは緊急対策案を情報提供いただき、ここに示されている項目案の速やかな実施に向けた検討の開始を促していただくよう、ご配慮をお願い申し上げます。

医療機関が項目案の実施に取り組むに当たっては、別添の各種チェックリストも活用し得ることから、これらの医療機関が活用できる点検ツールについても、併せて情報提供いただくとともに、貴会が実施する会合等さまざまな機会を通じて、改めて周知に努めて下さいますようお願いいたします。

なお、本件につきましては、別紙の病院団体及び公益社団法人日本医師会宛ても同内容を通知しておりますので、ご了承ください。



事務連絡
平成30年2月2日

公益社団法人 全国自治体病院協議会 御中

厚生労働省医政局医療経営支援課

「医師の労働時間短縮に向けた緊急的な取組」（骨子案）について

平素より厚生労働行政の推進に格別のご理解を賜り、御礼申し上げます。

さて、厚生労働省においては、「医師の働き方改革に関する検討会」（以下「検討会」という。）を設置し、平成29年8月の第1回検討会以降、医師に対する時間外労働規制の具体的な在り方、労働時間短縮策等について議論を重ねてきております。

検討会においては、これまでの議論において明らかとなった医師の長時間労働の実態を踏まえ、その改善のために直ちに取り組むべき事項を明らかにし、取組を進めていく必要があるとされ、本年1月15日に開催した第6回検討会において、「医師の労働時間短縮に向けた緊急的な取組（骨子案）」（以下「緊急対策案」という。）をお示ししたところです。この緊急対策案につきましては、本年2月を目途に検討会においてとりまとめを予定しております。

緊急対策案のうち一部の項目については、現行の労働法制により当然求められる事項が含まれておりますが、四病院団体協議会及び全国医学部長病院長会議によるアンケート調査を見ると、医師の労働時間短縮に向けた各医療機関における取組が早急に求められる状況にあります。

このため、貴会におかれましては、こうした状況を踏まえ、管下の医療機関に対して、まずは緊急対策案を情報提供いただき、ここに示されている項目案の速やかな実施に向けた検討の開始を促していただくよう、ご配慮をお願い申し上げます。

医療機関が項目案の実施に取り組むに当たっては、別添の各種チェックリストも活用し得ることから、これらの医療機関が活用できる点検ツールについても、併せて情報提供いただくとともに、貴会が実施する会合等さまざまな機会を通じて、改めて周知に努めて下さいますようお願いいたします。

なお、本件につきましては、別紙の病院団体及び公益社団法人日本医師会宛てにも同内容を通知しておりますので、ご了承ください。



事務連絡
平成30年2月2日

一般社団法人 全国医学部長病院長会議 御中

厚生労働省医政局医療経営支援課

「医師の労働時間短縮に向けた緊急的な取組」（骨子案）について

平素より厚生労働行政の推進に格別のご理解を賜り、御礼申し上げます。

さて、厚生労働省においては、「医師の働き方改革に関する検討会」（以下「検討会」という。）を設置し、平成29年8月の第1回検討会以降、医師に対する時間外労働規制の具体的な在り方、労働時間短縮策等について議論を重ねてきております。

検討会においては、これまでの議論において明らかとなった医師の長時間労働の実態を踏まえ、その改善のために直ちに取組むべき事項を明らかにし、取組を進めていく必要があるとされ、本年1月15日に開催した第6回検討会において、「医師の労働時間短縮に向けた緊急的な取組（骨子案）」（以下「緊急対策案」という。）をお示ししたところです。この緊急対策案につきましては、本年2月を目途に検討会においてとりまとめを予定しております。

緊急対策案のうち一部の項目については、現行の労働法制により当然求められる事項が含まれておりますが、貴会議及び四病院団体協議会によるアンケート調査を見ると、医師の労働時間短縮に向けた各医療機関における取組が早急に求められる状況にあります。

このため、貴会議におかれましては、こうした状況を踏まえ、管下の医療機関に対して、まずは緊急対策案を情報提供いただき、ここに示されている項目案の速やかな実施に向けた検討の開始を促していただくよう、ご配慮をお願い申し上げます。

医療機関が項目案の実施に取り組むに当たっては、別添の各種チェックリストも活用し得ることから、これらの医療機関が活用できる点検ツールについても、併せて情報提供いただくとともに、貴会議が実施する会合等さまざまな機会を通じて、改めて周知に努めて下さいますようお願いいたします。

なお、本件につきましては、別紙の病院団体及び公益社団法人日本医師会宛ても同内容を通知しておりますので、ご了承ください。



事務連絡
平成30年2月2日

都道府県医療勤務環境改善担当課 御中

厚生労働省医政局医療経営支援課

「医師の労働時間短縮に向けた緊急的な取組」（骨子案）について

平素より厚生労働行政の推進に格別のご理解を賜り、御礼申し上げます。

さて、厚生労働省においては、「医師の働き方改革に関する検討会」（以下「検討会」という。）を設置し、平成29年8月の第1回検討会以降、医師に対する時間外労働規制の具体的な在り方、労働時間短縮策等について議論を重ねてきております。

検討会においては、これまでの議論において明らかとなった医師の長時間労働の実態を踏まえ、その改善のために直ちに取り組むべき事項を明らかにし、取組を進めていく必要があるとされ、本年1月15日に開催した第6回検討会において、「医師の労働時間短縮に向けた緊急的な取組（骨子案）」（以下「緊急対策案」という。）をお示ししたところです。この緊急対策案につきましては、本年2月を目途に検討会においてとりまとめを予定しております。

緊急対策案のうち一部の項目については、現行の労働法制により当然求められる事項が含まれておりますが、四病院団体協議会及び全国医学部長病院長会議によるアンケート調査を見ると、医師の労働時間短縮に向けた各医療機関における取組が早急に求められる状況にあります。

このため、各都道府県におかれましては、こうした状況を踏まえ、管内の医療機関に対して、まずは緊急対策案を情報提供いただき、ここに示されている項目案の速やかな実施に向けた検討の開始を促していただくよう、ご配慮をお願い申し上げます。

医療機関が項目案の実施に取り組むに当たっては、別添の各種チェックリストも活用し得ることから、これらの医療機関が活用できる点検ツールについても、併せて情報提供いただくとともに、各都道府県医療勤務環境改善支援センターが実施する医療機関向けセミナー等さまざまな機会を通じて、改めて周知に努めて下さいますようお願いいたします。

なお、本件につきましては、別紙の病院団体及び公益社団法人日本医師会宛ても同内容を通知しておりますので、ご了知願います。